

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」(案)に対する意見書

2014年(平成26年)1月24日
日本弁護士連合会

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会がこの度取りまとめた報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」(案)以下「報告書案」という。)に対して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

1 ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応

我が国がハーグ協定ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定に加入することに賛成し、報告書案の両協定加入に伴う主な論点についての「対応の方向性」に賛成する。

2 画像デザインの保護拡充について

報告書案31頁が、イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの平成27年度中のサービス導入を目指すことを明記したのは、クリアランス負担を軽減する一つの解決策として評価に値するが、当該検索システムに対するユーザーの反応が、画像デザインの保護制度自体に影響を与えるような考え方には立つべきではない。

報告書案22頁～29頁の案の中では、A案が、画像デザイン自体を直接保護の対象としようとしており、評価することができるが、A案のような「プログラムの機能区分」がどれだけ有効に作用するかは疑問であり、むしろ最終形としては、プログラムの機能ごとに区分することなく画像デザインに係る意匠権を設定できるようにすることも視野に入れて検討すべきである。

意見の理由

1 ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応

(1) ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定への加入の是非

我が国の企業の海外展開支援については、当連合会も「中小企業の海外展開業務の法的支援に関するワーキンググループ」を設置して、取り組みを進めている

ところであるが（中小企業海外展開支援大綱（平成24年3月9日改訂）III.5（2）参照），我が国がハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入して，我が国のユーザーによる意匠の国際出願及び登録を可能にすることは，ビジネスの国際化に対応し，意匠登録制度の利便性を著しく高めることにつながり，賛成である。また，我が国がロカルノ協定に加入して，国際意匠分類の改訂作業に積極的に関与していくことは，我が国の産業動向に合致した国際意匠分類への改訂を可能にすると共に，意匠登録制度の国際的調和に資するから，賛成である。

（2）ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に伴う主な論点についての対応

複数意匠一括出願制度について（報告書案4頁～5頁）

意匠法7条は一意匠一出願制度を採用しているが，意匠登録制度の国際的調和の観点やユーザーの利便性からすれば，複数意匠一括出願制度を認めることにむしろ合理性があり，ハーグ協定ジュネーブ改正協定13条（1）の単一性の宣言をして，一意匠一出願制度を維持する必要はないと考える。

公表の延期及び秘密意匠について（報告書案5頁～6頁，10頁～11頁）

製品の発売前などに意匠の国際登録の公表の延期を求め得るようにすることは，ユーザーのニーズに沿うものと言え，ハーグ協定ジュネーブ改正協定の認める期間の範囲内で，公表の延期を認めるのが適当である。また，国際登録の公表から設定登録までの期間に第三者によってなされた意匠の実施による出願人の損失を填補するために，その実施をした者に対する金銭的な請求権を認めることは，特許法や商標法における保護とのバランス上も適当である。他方，我が国を指定締約国とする国際出願について，国際登録の公表の延期を認めた上に，秘密意匠制度の適用を認める必要性は乏しいというべきである。

新規性の喪失の例外の適用，関連意匠及び部分意匠について（報告書案6頁～9頁）

意匠の国際出願についても，ハーグ協定ジュネーブ改正協定における手続との調整を図った上で，新規性の喪失の例外の適用を認めるべきであるし，また関連意匠及び部分意匠の出願を認めるべきである。

図面の提出要件緩和及び組物の意匠について（報告書案9頁～10頁）

意匠法とハーグ協定ジュネーブ改正協定との図面の提出要件の相違を可能な限り解消して，ユーザーが別々の提出図面を準備しなくて済むようにすることが，意匠の国際出願を利用するユーザーの利便性を高め，意匠登録制度

の国際的な調和を図る観点から要請されるが、権利内容が不明確になることのないよう、具体的な意匠の認定基準について意匠審査基準ワーキンググループにおいて必要な見直しを検討することには賛成する。また、組物の意匠についても、要件の相違によるユーザーの負担を少なくし、意匠登録制度の国際的な調和を図る必要があり、具体的な組物の意匠の認定基準について意匠審査基準ワーキンググループにおいて必要な見直しを検討することに賛成する。

公報の発行及び原簿の管理について（報告書案11頁～12頁）

国際登録に基づく意匠権について国内の意匠原簿による管理や意匠公報の発行を行うことは適当であり、意匠原簿や意匠公報に記載する言語を英語とすることも、翻訳等により意匠の権利範囲に影響が生じることを避ける観点からは是認できる。訴訟で意匠の権利範囲が争われる場合などにおいては、英語を原文とした上で、当事者が日本語訳を提出して、裁判所で意味をはつきりさせることも可能である。

国際出願の手数料納付形式について（報告書案13頁）

我が国を指定締約国とする国際出願が我が国の実体審査において拒絶された場合には、登録料相当分を出願人に返還するという措置がとられるのであれば、早期の権利化の観点から、一括納付方式を採用することは支持できる。

国際出願における自己指定の容認について（報告書案13頁～14頁）

もしハーグ協定ジュネーブ改正協定14条(3)(a)の自己指定を禁止する宣言を行い、我が国に国籍、住所、常居所、又は営業所がある出願人が国際出願時に我が国を指定することができず、国内の意匠登録出願を別に行わざるを得ないとすれば、我が国のユーザーによる意匠の国際出願及び登録を可能にする意義を相当程度減殺することになる。1999年のジュネーブ改正協定に関する外交会議において日本政府が自己指定を留保できる条項を提案していたとしても、審査の効率化や審査官の英語能力の向上といった事情の変化も考慮して、我が国が自己指定を容認することは、意匠登録制度の国際的調和に資する対応といえ、賛成である。

特許庁を通じた国際出願の受付について（報告書案14頁～15頁）

国際出願を、国際事務局に直接行うだけではなく、我が国の特許庁を通じても行うことができるようにする方が、ユーザーの利便性にかなうので、ハーグ協定ジュネーブ改正協定4条(1)(b)の間接出願を禁止する宣言を行う必要はないと考える。

国際意匠分類と日本意匠分類について（報告書案 15 頁～16 頁）

我が国が、国際意匠分類の細分化の議論に積極的に加わる一方で、当面は国際意匠分類と日本意匠分類を併用していくとともに、引き続き日本意匠分類の整備及び充実にも努めるという対応をとることに賛成する。

2 画像デザインの保護拡充について

(1) 序論

当連合会は、2012年（平成24年）11月15日に「産業構造審議会知的財産政策部会第20回意匠制度小委員会資料2『画像デザイン保護拡充の基本的方向性について』に関する意見書」を産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会に提出し、この意見書は同年11月19日の第21回意匠制度小委員会の参考資料3の21頁～28頁として配付された。この第21回意匠制度小委員会では、第20回意匠制度小委員会で検討した案を、「情報機器の画像」の概念が広がりすぎることのないよう、情報機器の外延を明確にしたり、情報機器の画像の意匠権が情報機器に包含される物品の組み込み画像に及ぶことによりする修正案（以下「第21回小委修正案」という。）が示されていた。しかし、1年ぶりに再開された産業構造審議会知的財産分科会第1回及び第2回の意匠制度小委員会でまとめられた報告書案には、情報機器の語が一切登場せず、第21回小委修正案はいわゆるお蔵入りとなったものと見られる。

(2) 今後の検討の在り方について

報告書案がまとめられるに至るまでの産業構造審議会知的財産政策部会及び知的財産分科会の意匠制度小委員会での議論における懸案事項は、画像デザインの保護拡充を図った場合のクリアランス（他者の意匠権を侵害しないかの事前調査）負担の増大をどうするかという点にあったといえる。この点で、報告書案31頁が、イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの準備に直ちに着手し、平成27年度中のサービス導入を目指すことを明記したのは、クリアランス負担を軽減する一つの解決策として評価に値する。便利な検索システムを特許庁が導入することは望ましいが、意匠制度小委員会及び意匠審査基準ワーキンググループあるいは特許庁は、当該検索システムが意匠の登録手続又は権利の効力範囲について権威を与えるようなニュアンスを示すことのないよう十分注意をすべきである。すなわち、当該検索システムは、あくまで新規性、創作非容易性、類似性等を判断する場合の参考資料、補助資料に過ぎないことを明確にすべきである。その意味において、当該検索システムに対するユーザーの反応が、画像デ

ザインの保護制度自体に影響を与えるような考え方には立つべきではない。

また、現行法を改正しない範囲（後述のB-2案）で、報告書案32頁に述べられているように、意匠法第2条第2項の「機能」に係る審査基準を改訂する具体的検討を意匠審査基準ワーキンググループで行うことも、当面の弥縫策としては、是認せざるを得ない。しかし、審査基準の改訂のみでは、画像デザインに係る意匠権の効力や実施行為をどう解釈するかについての基準を示せないなど、画像デザインの保護の必要性に対応する手当てとして不十分である。報告書案32頁は、イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムのサービス導入や意匠審査基準ワーキンググループにおける検討を先行させて、画像デザインの保護拡充についての意匠法改正を中長期的課題と位置付けることにより、結局先送りしてしまおうとするものであり、残念な結論である。我が国の意匠法における保護の水準を他国と比べて遜色のないものとするための意匠法改正の検討のスピードを速めることはあるが、遅くすることはあってはならないというべきであり、引き続き意匠制度小委員会での検討を続けるべきである。

（3）諸課題を踏まえた制度案について

報告書案22頁～29頁には、A案（機能ごとに権利化する案）、B-1案（物品ごとに権利化する制度を維持しつつ権利の実効性を高めるための立法的手当てをする案）、B-2案（物品ごとに権利化する制度を維持し立法的手当てをしない案）、C案（事後審査制度案）が挙げられており、各案の適否について述べる。

意匠法を改正して画像デザインの保護拡充を図るに当たっては、第一に、欧米を含む諸外国との調和を図り、国際的に受容され、理論的に承認され得る制度を構築すべきである。第二に、報告書案18頁～19頁が指摘しているように、電子機器に用いられる操作画像のデザインが製品の付加価値として重要な地位を占めつつあり、米国・欧州・韓国をはじめとする諸外国では既に、画像に係る意匠について我が国と比較してより手厚い権利保護が実現しており、製品に係る知的財産が国内と海外とで同様の保護を享受できる制度整備を検討する必要が生じている状況を直視し、現行法のドグマに過度にとらわれたり、適当な妥協をしたりすることなく、画像デザインの保護の必要性に即した制度を設計すべきである。

B-2案は、イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムのサービス導入や意匠審査基準ワーキンググループにおける検討を行う間の短期的な手当てとしての案を表現したものといえるが、画像デザインの保護拡充についての意匠法改正を不要とするものであり、画像デザインの保護の必要性を直視せず、これまでの意匠制度小委員会での議論を無にするものであって、終局的な解決案

としては採用の余地はないと考える。なお、短期的な手当てとして、報告書案32頁は、意匠法第2条第2項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、

物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れているとのことである。しかし、部分意匠はハーグ協定ジュネーブ改正協定に特段規定されておらず、各国内法の規定に委ねられている制度であるから、現行法によって、部分意匠として画像デザインを保護するのでは、意匠登録制度の国際的調和を図ることはできないし、審査基準の改訂により現行法の拡張解釈を行い、実質的に法の内容を変更していくのも正当なやり方ではない。

B-1案は、物品との一体性という現行法のドグマを維持しつつ、例えば、業として登録意匠と同一又は類似の画像を表示させるプログラムを生産・譲渡等する行為を、適切な条件の下で、侵害の予備的・帮助的行為として侵害行為とみなすといった間接侵害規定の新設等をしようとする案である。間接侵害規定の新設により、当該プログラムを生産・譲渡等する行為に権利行使することが可能になる点で、B-2案よりも権利の実効性が高いことは確かであるが、物品との一体性を維持しているため、エンドユーザーがインストール等により意匠に係る物品で画像を表示可能にする行為を意匠に係る物品の製造行為ととらえざるを得ないことになり、理論的に難点がある。

A案は画像デザイン自体を直接保護の対象としようとするものであり、物品との一体性という現行法のドグマにとらわれないという点では、第21回小委修正案よりも進んだ案として評価することができる。しかしながら、報告書案31頁が指摘しているように、A案によれば、機能の異なる複数のプログラムの機能について同一の形態のグラフィカル・ユーザー・インターフェイス（G.U.I.）を採用する場合、当該複数のプログラムについて漏れなく保護を受けるためには、それぞれのプログラムの機能ごとに別個の意匠登録出願を行う必要があるのであり、情報機器という広い物品の区分が提案された第21回小委修正案よりも、出願が煩雑になり、使いにくい案になったともいえる。産業構造審議会知的財産分科会第1回意匠制度小委員会参考資料1では、画面デザインの機能区分のイメージ案が示されているが、変化や進歩の激しいプログラム開発において、A案のような「プログラムの機能区分」がどれだけ有効に作用するかは疑問であるし、意匠登録制度の国際的調和を図る方向の解決案とは言い難い。産業構造審議会知的財産分科会第1回意匠制度小委員会参考別紙2のA案の欄の末尾には、クリアランスツールの整備によってクリアランス負担が大幅に軽減されれば、機能区分ごとに

意匠権を設定することなく、ハーグルートの出願を全面受け入れ可能な制度も検討可能である旨述べられており、むしろ最終形としては、プログラムの機能ごとに区分することなく画像デザインに係る意匠権を設定できるようにすることも視野に入れて検討すべきである。

C案は、現行意匠法の審査主義から離れる案であるが、画像デザイン保護の青写真を自由に描くならば、諸外国でも採用されているような意匠の無審査制度を一部取り入れて、特許庁に出願ないし登録された画像デザインを、新規性及び非創作容易性についての一応の証拠として採用又は評価する制度を設けることも考慮に値するを考える。

なお、報告書案22頁において述べられているように、画像デザイン（例：実用ソフトのG.U.I.）は応用美術の領域に属することが多いことから、少なくとも、意匠法によって保護すべき必要性が高いという認識には賛成する。ただし、製品寿命が短い画像デザインの創作者が短期間の保護のみを必要とするのであれば、意匠法や実用新案法から離れて、不正競争防止法により保護する方向もあると考えられる。

以上